

関東学院大学研究倫理委員会規程

(2013年10月24日制定)

(目的)

第1条 この規程は、関東学院大学研究倫理規準（以下、「研究倫理規準」という。）の第18条第7項に基づき、関東学院大学研究倫理委員会（以下、「研究倫理委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(役割)

第2条 研究倫理委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 研究倫理に係る研究者等に対する周知、研修、教育等の企画及び実施に関すること
- (2) 研究倫理規準第18条第5項に定める苦情・相談等があった場合、及び研究者の重大な規準違反行為があると認められる場合における研究倫理調査委員会の設置、調査の実施、報告に関すること
- (3) 研究倫理規準第6条第2項に定める特定の研究分野における研究倫理審査委員会の設置、改廃に関すること
- (4) 研究倫理規準の運用、解釈、改廃に関すること
- (5) 研究倫理規準第18条に定める本学の責務に関すること
- (6) 研究倫理に係る学長よりの諮問に関すること
- (7) その他必要なこと

2 研究倫理委員会は、必要があると認められるときは、研究者等に対して、適切な指導及び助言を行う。

(構成)

第3条 研究倫理委員会は、次の委員をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科委員長及び法務研究科長
- (4) 総合研究推進機構担当部長
- (5) 関東学院大学競争的資金等の運営・管理に関する規程第4条第1項第2号に規定する統括管理責任者
- (6) 前条第1項第3号に定める研究倫理審査委員会の長
- (7) 事務局長（職員代表）

2 委員に欠員が生じたときは、その都度直ちに補充しなければならない。

3 研究倫理委員会は、必要があると認められるときは、学識経験を有する学内者あるいは学外者を臨時委員として加えることができる。臨時委員は学長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 研究倫理委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。

3 委員長は、学長とする。副委員長は、委員長が指名する。

(運営)

第5条 委員長は、研究倫理委員会を招集し議長となる。

2 研究倫理委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。

3 前項の規定にかかわらず、不正行為に係る審議においては、出席委員の3分の2以上で決する。

4 当該不正行為に利害関係を有する委員は、審議に加わることができない。

5 研究倫理委員会における審議は非公開とする。ただし、研究倫理委員会が認めた者は、これを傍聴することができる。

6 研究倫理委員会の議事録は非公開とする。

7 委員長は、研究倫理委員会の審議結果を、速やかに学長に報告する。

(研究倫理審査委員会の設置)

第6条 研究倫理委員会は、特定の研究分野における研究倫理審査委員会の設置及び改廃に関して、学長に提案しなければならない。

2 前項の研究倫理審査委員会の常設化及びその改廃は、学長の指示に基づき、研究倫理委員会が行う。研究倫理審査委員会に関する事項は別に定める。

(研究倫理調査委員会の設置等)

第7条 第2条第1項第2号に定める研究倫理調査委員会の設置、調査の実施、報告の取扱いについては、関東学院大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程の定めるところによる。
(事務局)

第8条 研究倫理委員会の事務は、研究推進課が行う。
(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2013年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、2015年2月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2017年2月23日に改正し、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年3月8日に改正し、2018年4月1日から施行する。